

押印見直しの取り組みについて～9割超の押印廃止を達成～

押印見直しの目的

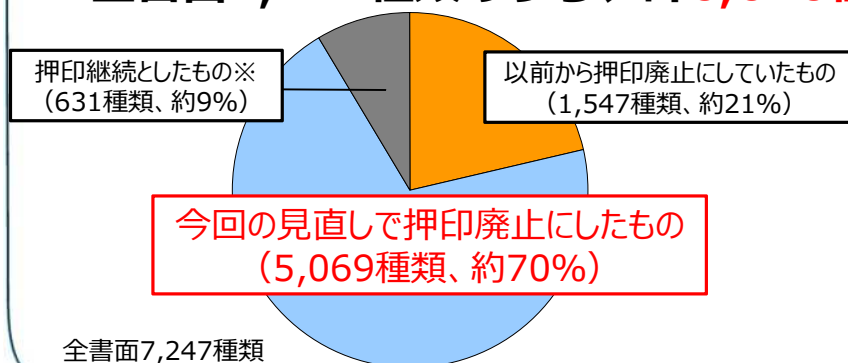
□本市では、市民の負担軽減、手続きのオンライン化を見据えた行政サービスの向上を図ること目的として、市民や事業者からいただく申請書、届出書その他、手続きに必要な書面の押印の見直しを図ってまいりました。

押印見直しの結果

- 今回の見直し調査で、市役所への各手続きで提出いただく書面は7,247種類あることがわかりました。
- 上記のうち、1,547種類は今回の見直し以前に押印の義務付けをしていない書面でした。
- 今回の見直しの取り組みにより、5,069種類の書面について、令和3年3月末までに押印の義務付けを廃止することにしました。

見直し結果

全書面7,247種類のうち、計**6,616種類（約91.3%）**の押印廃止を達成。



※今回の見直しで押印廃止とならなかった書面は、法令等の義務付けによるものを含め、書面の真正性の担保のため押印の継続を必要とした下記のような書面です。

【例】

- ・契約書（地方自治法による押印義務付け）
- ・入札書、見積書、請求書（一部は省略可）
- ・金融機関に提出する口座振替依頼書
- ・他団体が様式を定める届出書 等

今後の取り組み

- 押印廃止をした書面については、市ホームページで一覧を掲載する他、各手続き窓口で周知を図ってまいります。
- 押印廃止をした手続きについては、可能なものから今後オンライン化を進めてまいります。
- 今回押印継続とした書面についても、法改正に伴う押印廃止のほか、可能な見直しを進めてまいります。